

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	職業訓練機能強化計画のための 贈与に関する日本国政府とセネ ガル共和国政府との間の交換公 文	職業訓練機能強化計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,074,000千円 H26.3.31まで	H23.3.8 ダカール で (同日)	日本側 深田博史在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラライ ・ダイオツツ経済・財政 大臣	H23.3.25 94号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府と セネガル共和国政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	910,000千円 H23.3.31まで	H23.3.8 ダカール で (同日)	日本側 深田博史在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラライ ・ダイオツツ経済・財政 大臣	H23.3.25 95号
セネガル	ダカール州及びダイエス州小中 学校建設計画のための贈与に関 する日本国政府とセネガル共和 国政府との間の交換公文	ダカール州及びダイエス州小中学校建設計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	1,213,000千円 H24.3.31まで	H23.3.8 ダカール で (同日)	日本側 深田博史在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラライ ・ダイオツツ経済・財政 大臣	H23.3.25 96号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。